



こんにちは。
町長です。

「クライミングによるまちおこし事業」の推進

5月1日より元号が「令和」になりました。新元号の出典は現存するわが国最古の歌集である「万葉集」からとのこと。安倍首相は記者会見で「人々が美しく心を寄せる中で、文化が生まれ育つという意味がこめられている」と述べられました。

新しい時代の幕開けに新たな気持ちで小鹿野町の将来像である「文化の香り高く将来に躍動するまち」を目指して、町民の皆様とともに町政推進を図ってまいりたいと存じます。

さて、新年度になり4月から役場組織機構の一部改編を行いました。その目玉として総務課内に「まちづくり推進室」を設置し、町の政策的な課題を町長直轄で推進することにいたしました。

まちづくり推進室で取り組む事業の1つとして本年度の新規事業となる「クライミングによるまちおこし事業」があります。クライミングとは端的に言えば岩登りのスポーツで、町にはクライミングで日本有数の二子山があり、その稜線上には新たなクライミングの適地があるなど「クライミングと言えば小鹿野町」と全国的に誇れる発信ができる可能性を秘めています。また、山岳登山では日本百名山の両神山に多くの登山客が訪れます。こうした山岳観光・スポーツが盛んな町であるこ

とを踏まえ、昨年3月末で閉館となった旧埼玉県山岳省友好記念館を埼玉県から町が無償で譲り受け、そこをクライミングによるまちおこし事業の拠点施設として再整備を図ることにいたしました。

この施設の具体的活用策としては、小鹿野町内の山岳観光・スポーツ情報などの発信拠点や、2020年の東京オリンピック種目として採用された「スポーツクライミング」に着目し、クライミングウォールなどの施設を設置し、クライミングイベント・講習会等にも対応できる施設として計画しています。また、隣接している国民宿舎両神荘や近隣の薬師の湯、両神農産物直売所などとの連携を図り相乗効果を目指します。

施設の整備に当たっては、専門的知見が必要であることから公益社団法人日本山岳・スポーツクライミング協会副会長で小鹿野町観光大使を委嘱した世界的なクライマーの平山ユージ氏や、町と包括連携協定を結んでいる株式会社モンベル、秩父地域内はもとより埼玉県内の山岳団体、クライミング愛好者などと連携、協力をいただきながら進めたいと存じます。また、埼玉県から施設整備の補助金もいただけることとなっています。

この新しいクライミングによるまちおこし事業が地域振興の起爆剤となって観光・交流人口の増大につながるよう進めてまいります。

小鹿野町長 森 真太郎

～町民ファーストを目指して～町政懇談会を開催します

町では、町民の皆さんと町の将来像や地域の課題などについて、率直な意見交換をする場として町政懇談会を右記の日程で開催します。

皆さんからの声を大切に、町民ファーストの町政運営に努めてまいりますので、ぜひ大勢の皆さんにご参加いただき、皆さんの「声」をお聴かせください。

| 期日 | 時間 | 会場 |
|----------|--------|------------------------|
| 5月10日(金) | 19:00～ | 信濃石会館 |
| 5月13日(日) | 19:00～ | 小鹿野町子育て支援センター(旧三田川幼稚園) |
| 5月15日(火) | 19:00～ | 両神振興会館(両神庁舎3階) |
| 5月16日(水) | 19:00～ | 長若生活改善センター |
| 5月21日(火) | 19:00～ | 藤倉集会所 |
| 5月24日(金) | 14:00～ | 小鹿野文化センター |
| | 19:00～ | |

※対象区域の指定はありませんので、都合の良い会場でご参加ください。

安心して
ご参加ください!!
託児所を開設
します



子育て中の皆さんが安心して町政懇談会に参加できるよう、下記の会場内に託児所を開設します。
お気軽にご利用いただき、町政懇談会へご参加ください。
■5月24日(金)14:00～ 小鹿野文化センター・和室(2階)
※保育士及び保健師がお子様をお預かりします。

問合せ ● 小鹿野庁舎・総務課 ☎75-1221

忘れずに納めましょう 5月は軽自動車税・自動車税の納期です

軽自動車税は、毎年4月1日現在で原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪小型自動車を所有している人が町税として納める税金です。また、自動車税は普通自動車・大型自動車等を所有している人が県税として納める税金です。

軽自動車税の納付場所は、小鹿野庁舎・会計課、両神庁舎・おもてなし課のほか、各金融機関・郵便局・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリです。5月31日(金)の納期限までに忘れずに納めてください。

※自動車税(県税)につきましては、役場で納めることができませんので、金融機関やコンビニエンスストア等で納めてください。

問合せ ● 埼玉県税務課 ☎048-830-2659

身体障害者に対する軽自動車税の減免

身体に障害のある人(障害者と同一生計)は、障害の程度により軽自動車税の減免を受けることができます。

令和元年度の減免を受けようとする人は、納期限(5月31日(金))までに減免申請書を小鹿野庁舎・税務課へ提出してください。減免申請書には、個人番号の記入が必要となります。

減免は1人につき1台の自動車に限られていますので、自動車税の減免を受けている人は、軽自動車税の減免は受けられませんのでご注意ください。

なお、減免申請書を提出される人は、添付書類が必要になりますので、不明な点がありましたら、税務課軽自動車税担当までご連絡ください。

問合せ ● 小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4125

※自動車税等の減免については、秩父県税事務所(☎23-2121)へご連絡ください。

令和元年度町県民税所得・課税(非課税)証明書の交付開始日

令和元年度の町県民税 所得・課税(非課税)証明書は、6月1日(土)から交付します。

本人と同一世帯以外の方が申請する場合は、委任状が必要です。

問合せ ● 小鹿野庁舎・税務課 ☎75-4125

危険ブロック塀等の撤去費及び築造費を補助します

町では、道路等に面した危険ブロック塀等の撤去費用及び撤去後に新たに安全な塀等を築造する費用に対して、補助金を交付します。

補助対象物

- ①道路等に面しているもの
- ②建築基準法に適合しないもの又は道路等からの高さが0.8m以上で劣化や損傷があり、撤去する必要があると町長が認めるもの

補助対象者 ● 危険ブロック塀等のある敷地又はその敷地に存する建築物の所有者及び管理者で町税の滞納がない人

補助金額

- 危険ブロック塀等の撤去
1平方メートル当たり5千円を乗じた額と補助対象経

費の額を比較していずれか少ない額とし、上限額10万円とする。

■安全な塀等の築造

1メートル当たり1万円を乗じた額と補助対象経費の額を比較していずれか少ない額の2分の1を補助額とし、上限額10万円とする。

申込&問合せ ● 事前に両神庁舎・建設課にお問い合わせのうえ、事業を実施する前に必要な書類を添えて申請してください。なお、申請書等は建設課で配布しています。

両神庁舎・建設課 ☎79-1204

